広報 あかいけ

59年 4月 No.255

発行所　赤池町役場　編集　総務課 文書広報係　☎（代表）２００４
印刷所　赤池印刷　毎月　１回発行

三月十三日に開会された、三月定例町議会の初日、香月町長は、昨年同様三ヵ月間の暫定予算を編成した理由や、厳しい状況の中での今後の行財政の進め方などについて、次のように施政方針を述べました。

香月　町長

財源の見とおしが不透明
三ヵ月間の暫定予算
緊急重要で
補助対象事業を中心に

昨今の社会経済の諸情勢は、日々刻々と著しく、また厳しく変化しております。

とくに、国・地方を通じ公債残高が約百七十兆円、日本の人口約一億一千万人とすると、お年寄りから0歳のあかちゃんまで国民一人当り約百五十万円の借金を抱えている計算になります。

このように国・地方とも未曽有の財政危機を迎えています。

国の本年度予算の歳出面においては、臨時行政調査会による改革方策の着実な実施をはかるなど、徹底した経費の節減合理化を行うことを基本とし、その規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で質的な充実に配意し、あわせて歳入面においては、その見通しを行い、これにより公債発行額を可能な限り抑制することとして、予算規模は〇、五パーセントの増となっております。

地方財政計画においては、伸び率一、七パーセントと緊縮されていますが、地方財政全体で約一兆五千百億円の財源不足が見込まれ、赤池町唯一の歳入一般財源である地方交付税においては、前年度に引き続きマイナス三、九パーセントとなっております。

このような状況下で、本町の今年度一般会計については、昨年と同じようにまず第一に昭和五十八年度歳入欠かんが多大であります。第二に、昭和五十九年度地方交付税の伸びがなく、健全化計画との差がどの程度になるか見込みがたたないということ。第三に、住宅団地の売却が今一つといったところで、五十九年度の財源見通しが不透明であるため、昨年同様三ヵ月間の暫定予算の編成となりました。

今年度当初予算編成につきましては、今後三ヵ月間に歳入財源の適確な把握と歳出予算の再検討を健全化計画とにらみ合せながら編成し、できれば六月定例議会に提出する予定でありますが、五十八年度より、なお一層の厳しいものが予測されますので、九月定例議会となることも考えられます。

このような厳しい財政状態の中で、社会福祉の充実、生活関連施設の整備等、住民福祉の向上のための施策の拡充を図らなければならないという、極めて困難な状態でありますが、前年同様、教育、体育、文化の物心両面の充実、産炭地振興と就労対策、同和対策、過疎対策、鉱害復旧、福祉対策等の諸事業につきましては、国や県に対して強く要請を重ねていく所存であります。

中でも緊急課題であります鉱害復旧基本計画については、早急に策定し、議会におはかりしたいと存じます。また、中学校体育館建設については、ぜひ、実施したいと思っています。

財政運営におきましては、総額三十八億円以内の予算規模とし、前年度当初予算と同額程度で、前年同様、抑制、節減に努めざるを得ない状況にあります。

事業面におきましても、起債制限等を勘案し、緊急重要な事業で国庫対象、および地方交付税算入事業を中心に実施していきたいと思います。

福祉対策等につきましては、できる限り現状維持を保ちたいと思いますが、限られた財源の中で住民の要望に応えるためには、従来にない発想の転換をし、思いやりの心をもって取り組みたいと思います。

本町の大きな財産収入源である赤池ニュータウンの宅地分譲につきましては、第三次公募を行い、精力的に売却に努めていきたいと思っております。

現在の地方自治を取りまく環境は、極めて厳しいものがありますが、時の流れを正しく見きわめ、種々の問題を的確に見出し、適切な対策を講ずることが行政として重要であると考えております。

このような行政を進めるために常に新しい感覚で積極的に、かつ慎重にものを考え対処していきたいと思っております。

現状の財政状態、財源不足を各職員に更に徹底させ、住民のみなさんにも理解して頂き健全財政に向って努力する所存であります。

（とじて保存してください）

４月は **固定資産税１期分** **国民年金４期分** の納税月です

県知事・地域振興整備公団へ陳情

町立病院問題・工場団地問題

▶奥田福岡県知事に財政問題や町立病院への援助を陳情

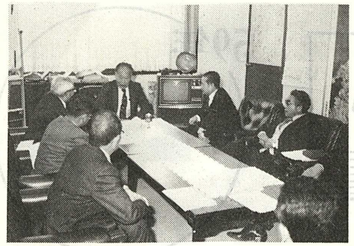

合志支部長へ工場団地の早期再造成工事を要請◀

二月二十三日、奥田八二福岡県知事と地域振興整備公団合志正司九州支部長へ、町執行部と町議会議員のみなさんで、現在、町が抱える大きな問題をそれぞれ陳情しました。

県知事へは、①町立病院の財政援助と医師派遣について、②町の自主財政再建が地方交付税の減額で大きなくるいが生じていることについての国に対する旧産炭地への財政援助、③また、企業誘致に対する県の指導、援助を陳情しました。

これに対し奥田県知事は、「町立病院の運営そのものに対しての援助はできないが、医療機器の購入などについては対処できる。また、自治医大から内科医師を一人派遣できそうである。旧産炭地の状況は憂慮すべき大変な状況で、赤池町の血のにじむような努力は耳にしている。国に対しても強く働きかけていく。」と答えました。

一方、地域振興整備公団へは、赤池工場団地整備工事の早期着工要請、工場用水の問題など町が整えなければならない条件と誘致企業の型、最近の企業誘致の動行についての質問を行いました。

これに対し合志支部長は、福岡県内の人口動態や道路の整備状況他の工場団地の中での赤池工場団地の位置づけなどを説明したあと赤池工場団地について「地盤の問題、地下水の流れを調査、再度検討しなくてはならない。整備工事の前に暗きょ排水工事をする必要があり、その調査が今年中かかりそう。順調にいって再造成の工事発注は、年末か年度末くらいで、三十ヵ月程度は工期を要する。売り出しは六十二年ごろになりそう。」との答えがありました。

また、企業誘致では、制度的な問題より、地元の受け入れ体勢であると、企業の立場からの話もありました。

鉱害復旧予算増額を要望

町議会鉱害対策促進特別委員会（浦田勇委員長）は、三月九日、福岡通産局へ昭和五十九年度赤池町鉱害復旧予算の大幅増額を要求しました。

通産局の説明によると、国の鉱害予算は、昭和五十八年度五百十二億円、五十九年度は五百十四億円で、わずか二億円程度の増額であると言っています。

福岡通産局では、五十八年度四百八十億円、五十九年度は近日中の会議で決定するということで、未定であるとのことでした。

しかし、赤池町には、一気に増額できないが、赤池町の特色を十分考えて予算増額をしたい。町部の排水ポンプについては当面の対策として実施すると言っています。

また、通産局は、赤池町の鉱害復旧変更の認可を申請中であり、実施計画である町道、下水道の基本計画を早急にたててほしいとのことでした。

町としても、下水道が大きな問題であり、通産局も調査設計について協議をすると約束しました。

春の交通安全運動がはじまります

4月6日～4月15日

- ○歩行者は、必ず横断歩道を渡りましょう
- ○車輪車は、昼間でもライトをつけて運転しましょう
- ○暴走運転や違法駐車は、絶対にやめましょう
- ○シートベルト、ヘルメットを必ず着用しましょう

4月 ■歳時期■ ツクシ

〝佐保姫の、筆かとぞ見るつくつくし　雪かき分くる春のけしきは ― 藤原為家（天木和歌抄）

佐保姫とは、春を司る女神ツクシは昔、つくづくしともいっていたようです。早春、筆に似たかわいらしい姿をみせるツクシには昔の人も心をひかれたのでしょう。

1日(日)　地価公示普及月間、緑の週間、河川美化月間
4日(水)　四保育所入園式（10時から 各保育所）
6日(金)　生ワクチン（13時半から 町民会館）
7日(土)　春の全国交通安全運動
上野・市場小入学式
世界保健デー
心配ごと相談（10時から 福祉センター）
8日(日)　花まつり
9日(月)　赤池中学校入学式
10日(火)　婦人週間
16日(月)　乳児保育相談（10時から 町民会館）
17日(火)　科学技術週間
18日(水)　土用
麻しん（13時半から 町立病院）
20日(金)　発明の日
三種混合（13時半から 町民会館）
27日(金)　穀雨・通信記念日
心配ごと相談（10時から 福祉センター）
29日(日)　心配ごと相談（10時から 福祉センター）
天皇誕生日

明日をささえる子供の健康　**4月7日は世界保健デー**

米を見直そう

日本人にあったバランス栄養食……米・コメ・こめ

米飯学校給食、昭和57年で全国の完全給食実施校の94%が実施しています。うち59%が週2回以上の米飯給食です。学校給食用米穀はすべて新米で一般主食用政府売渡価格から60%値引きされています。赤池町でも漸次米飯給食をふやしていく予定です。

――――市場小学校で

1 米は基本計画に基づいて管理されています

政府は毎年、米の生産量や消費量などの基本計画を立て、皆さんの要望の変化に対応できる供給体制をとっています。

米の需要と供給のバランスを保つために、米の消費拡大対策と水田利用の再編対策を進め、米を安定供給することに努めています。

2 通常時の配給制度はなくなりました

これまで行われていた『米穀類購入通帳』などの配給制度は、緊急の場合を除いて廃止されました。

しかし、需給バランスが極端にくずれるような緊急時には、公平に分配する必要があるため、配給制度が復活されます。

3 都会のお子様に送ったりお中元などにも使えます

利益を目的としない個人同士の場合、気軽に米の譲り渡しができるようになりました。

たとえば、農家が政府や自主流通米として販売したあと、都会に住むお子さんや親戚などに米を送ったり（縁故米）、お中元やお歳暮に使ったり（贈答米）と、従来よりも規制が緩和されました。

4 米の生産と消費のバランスを考えて

59米穀年度の需給見通し（全国）　単位：万トン

	58年3月時点（基本計画）の見通し	現時点の見通し	
	全体需給	全体需給	政府管理米需給
58年10月末特越	10	10	10
58年産生産（集荷）量	1,095	1,037	720：㊙374㊐346
その他（53年産米）	―	10～15	10～15
供給計	1,105	1,060	745
需要量	1,050	1,050	735 {主食用660 酒造用50 もち米25}（㊙315）
59年10月末特越	50～60	10	10

注：㊙は政府米 ㊐は自主流通米 ㊙は縁故米・贈答米など農家保有米

わが国は、穀物の大半を輸入に依存しています。将来の貿易問題や外国の農産物需給の見通しは楽観できません。

生産面では過剰ぎみの米を大豆麦などの自給率の低い品目へ転換することによって、農産物全体の需給バランスが良くなるよう努めています。

5 米は良質、経済的なたんぱく源

食品のたんぱく質の栄養価を比較するには一般にプロティンスコア（たんぱく価）が用いられています。数字の多いものほど質の良いたんぱく質を含む食品であることを示します。

理想状態のプロティンスコアを百とすると、精白米のプロティンスコアは七十八で、牛乳と同じような良質のたんぱく質が含まれていることがわかります。

また、たんぱく質の単価も経済的です。

それに米を食べると太るという説がありますが、それは違います。アメリカでは、医師が成人病に米を使った食餌療法を採用しているそうです。

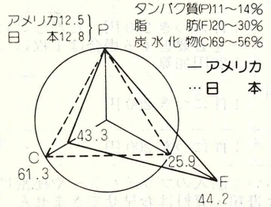

6 米中心の食生活の良さを見直そう

最近、特に若い人たちの間には動物性脂肪の多い欧米型の食事を好む傾向があり、全体的にみても畜産物や油脂類の摂取が増えています。このままの状態が続くと、将来、わが国も〝アメリカの悩み〟を背負うことにもなりかねません。

こうしたことから、いま一度見直したいのが、米を中心とする日本型の食生活です。

ご飯が良質の植物性タンパク質の取り過ぎに歯止めをかけてくれます。アメリカで日本人の食生活が注目されるのは、この米を主食とする食習慣にあるのです。

身近な願望が発明の元　**4月18日は発明の日**

議会だより

助役に日野喜美男氏、収入役は池永久夫氏

議員報酬引き上げ案は審議未了

3月定例町議会

昭和59年第3回3月定例町議会は、3月13日から30日まで18日間の会期で行われ、助役、収入役の選任議案や、昭和59年度一般会計暫定予算案など30の議案が上程され、29議案を原案通り可決。議員報酬の平均2％アップの議案は、議決するに至らず審議未了となりました。

また、2月に行われた予算執行状況の定例事務監査の結果が監査委員より報告され、下田川衛生組合議会など5つの一部事務組合議会の議会報告も、それぞれの議員から報告されました。

補正予算

昭和五十八年度一般会計補正予算⇩既定の予算総額四十二億五千四百三十七万九千円に、今回、道路工事が次年度着工となったことなどの理由で、三千六百四十五万五千円が減額補正され、総額四十二億一千七百九十二万四千円に。

また、会期中に、三月末で退職する職員の退職手当組合負担金などを計上した、三千八百万円の補正予算案が承認され、予算総額四十二億五千五百九十二万四千円となりました。

昭和五十八年度町立病院事業特別会計補正予算⇩収益的収入および支出で四百九十三万二千円の増額補正で四億九千七十六万八千円資本的収入および支出で四百二十五万二千円の減額補正で七百七十五万七千円になりました。

人事

助役選任について⇩空席となっていた助役に日野喜美男氏（現総務課長）が選任され、四月一日付けで助役に就任されました。

日野喜美男助役

【日野喜美男氏の経歴】

昭和七年十二月二十六日生れ、五十一歳、大字赤池五五一番地、町福祉同和課長、総務課長を歴任

収入役選任について⇩空席となっていた収入役に池永久夫氏（現教育委員会次長）が選任され、四月一日付けで収入役に就任されました。

池永久夫収入役

【池永久夫氏の経歴】

昭和三年十月五日生れ、五十五歳、大字赤池七〇八番地、町建設課長、産業振興課長、教育委員会次長を歴任。

教育委員会委員の選任について⇩任期満了にともない次の三氏が再任されました。（敬称略）

○小松　宏　（上野三八二七番地）
○秦　住雄（赤池一八九番地）
○池田　利文（赤池六六八番地）

予算

昭和五十九年度一般会計暫定予算⇩総額十億一千三百四万九千円で、経常経費は六月末までの経費を節減して見込んで計上。投資的経費は、民生費で集会所建設事業、労働費で開就・特開事業、土木費で前年から引き続きの二反ヶ浦～松本線舗装工事地区道路で、松本～吉ヶ浦、屋敷～上の原線の改良工事、既設町営住宅の改善費が計上されています。

昭和五十九年度国民健康保険事業勘定特別会計予算⇩歳入歳出予算総額三億六千四百七十九万七千円で、前年比一・九パーセントの増。主に老人保健拠出金です。

昭和五十九年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算⇩予算総額二億七千四百五万九千円で、対前年比二十九・四パーセントの増。

昭和五十九年度上水道事業会計予算⇩収益的収入・支出でそれぞれ二億百三十八万九千円。資本的収入で三千八百九十八万円、同支出で四千三百十五万五千円。資本的支出では主に上野地区取水施設拡張工事を計上しています。

昭和五十九年度赤池町立病院事業特別会計予算⇩収益的収入、支出でそれぞれ四億八千八百二十八万四千円。対年年比五パーセントの増。

また、資本的収入、支出で一千四百三十八万円。対前年比十九・七パーセントの増となっています。

昭和五十九年度老人保健特別会計予算⇩予算総額四億九千六百九十六万九千円。前年度当初比で二十三・九パーセントの増となっています。主に医療給付費の増によるものです。

条例

職員退職勧奨条例の制定について⇩職員の新陳代謝の促進と町財政の健全化をはかるため、今回退職する職員に対して退職勧奨条例が制定されました。

集会所施設設置および管理条例の制定について⇩町内の各集会所など公の施設の設置運営と管理を明確にするための条例を可決。

土地開発基金条例の廃止について⇩同条例は昭和四十五年に公共用地の先行取得を目的として制定されましたが、その後、土地開発公社が設立され、必要性がなくなったため、同条例を廃止。

条例の一部改正

税条例の一部を改正する条例の制定について⇩法の改正に伴い五十九年度分の個人の町民税に限り基礎控除等の額が、それぞれ七千円特別控除されるようになりました。

町営住宅家賃徴収条例の一部を改正する条例の制定について⇩新しく建設された大浦団地の家賃が一万五百円に定められました。

手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について⇩町の各種証明書等の手数料が近隣町村の実態にあわせて改正され四月一日から施行されます。（表参照）

水道条例の一部を改正する条例の制定について⇩水道の各種証明手数料が改正されました。（表参照）

議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について⇩赤池町特別職報酬審議会の答申や、郡内の実態などから平均二パーセントの引き上げ案が提出されましたが、議決するに至らず、審議未了となりました。

教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について⇩国家公務員の給与改定に準じて教育長給与が約二パーセント改正されました。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の制定について⇩経済情勢の変動や近隣市町村との均衡をはかり教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員などの報酬が三パーセントから五パーセント引き上げられました。

財産

町有財産の処分について⇩旧国鉄引込線跡地を土地開発公社へ処分するため議決を得ました。

町有財産の取得について⇩①住宅団地および道路用地、②公共施設用地、③上の原・宗ノ辻開発用地をそれぞれ土地開発公社から取得するため議決を得ました。

契約

上野四区代表との契約の締結について⇩上野四区の区有財産である土地が数人の共有となっており時が経過すると相続等に行政上の影響が考えられ、町名儀に所有権移転登記を行うための管理契約が承認されました。

上野五区代表との契約の締結について⇩上野五区の区有財産である土地が登記簿面積と現況面積とに誤差があり、地積更生をして町名儀に所有権移転登記を行うための管理契約が承認されました。

その他

字の区域の変更について⇩赤池ニュータウン・緑ヶ丘ニュータウンの総合住宅団地内に二つの字があるため字獺ヶ谷地域を字二反ヶ浦に編入することが承認されました。

赤池町土地開発公社定款の変更について⇩理事の定数が十三人とあるのを、十三人以内と変更し、緩和措置が取られました。

一般質問

○少年非行問題について
○婦人の地位の向上について
○福祉対策について
○財政問題について
○古材の処理について
○乾電池の水銀汚染対策について

請願

◎非核都市宣言を求めることに関する請願⇩採択
◎年金制度改正に反対する請願⇩採択
◎健康保険制度改正に反対する請願⇩採択
◎雇用保険制度改正に反対する請願⇩採択
◎身体障害者の福祉施策に関する請願⇩厚生委員会付託継続審議

4月1日改正の各種手数料

税務諸証明（納税証明など）	1枚につき200円、2枚以上は400円
印鑑証明	1件につき200円
住民票・戸籍の附票の謄抄本	1件につき200円、ただし住民票謄本については5人まで200円で1人増すごとに20円を加算
住民票および戸籍の附票の閲覧	1件につき200円
身元に関する証明	1件につき200円
印鑑登録証再交付	1件につき300円
図書閲覧	1件につき200円、ただしコピーを必要とする場合は1枚につき20円加算
水道の各種証明手数料	1件につき200円
その他諸証明	1件につき200円

※図書閲覧について個人のプライバシーや秘密に関するような書類・資料はお見せできません。

町立病院院長に石尾先生が就任

新しく院長に就任した石尾哲人先生（いしお さとし）

四月から町立病院に新しい院長が就任されました。

石尾哲人先生、四十九歳です。

石尾先生は、かつて昭和四十一年から四十三年まで、赤池町立病院に勤務された経験があり、町議会病院運営特別委員会や町、その他各方面からの強い要望で、今回、院長として就任されました。

略歴

昭和三十七年山口県立医科大学卒業。帝人病院、宇部興産中央病院などに勤務。山口大学医学部研究員ののち昭和四十八年学位取得。その後、徳山曹達徳山病院内科部長などを歴任し、昭和五十二年徳山市で開業。昭和十年三月二十七日生れ。

就任の挨拶

今回、赤池町立病院の院長に就任しました石尾です。

私は、十七年前、赤池町立病院創設当時に当地に勤務した経験を生かして、再度、町立病院の発展と赤池町、ひいては下田川の医療の発展、充実のために、その任務にあたりたく思っています。

十七年前に比べ、町立病院とその周辺の環境変遷は顕著なものがあります。私としては、このうちで医療環境をよく把握し、地域住民の健康管理、疾病予防、そして当地域特有の疾病に関しての研究とその治療にあたっていく所存であります。

しかし、医療は地域住民からの温いご協力を得なければ実践できるものではありません。医療従事者と病気にかかり悩んでいる人びととのコミュニケーション、意志の疎通がなくては良い医療はできないと思います。

私たち医療従事者も、従来の病院の形態にとらわれず前向きに新しい医療に取り組む心構えでありますので、町民のみなさんの心からのご協力と、病院に対してのアドバイスがあれば、医療以外のどんなことでも、参考になるご意見は聞くようにしたいと思っております。

今後ともよろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

石尾　哲人

国民年金　加入手続きはおすみですか

現在、わが国は誰もがいずれかの年金制度に加入し、老後の生活を年金で守ろうという皆年金の時代です。

自営業などにつかれた二十歳以上の方や勤めをやめた方、国民年金の加入手続きはすみましたか。

勤めをやめたとき、それまで加入していた年金制度で老齢（退職）年金を受ける資格期間を満していないかぎり、必ず配偶者といっしょに国民年金に加入しなければなりません。（二十歳から五十九歳まで）そうしないとせっかくのそれまでの厚生年金などの加入期がむだになることがあります。

各年金制度の加入期間はつなぎ合わされます

このように、国民年金に加入手続きをすると、それまで加入していた厚生年金や共済組合の期間と国民年金の加入期間（保険料を滞納した期間を除く）はつなぎ合わされ、その合算した期間が二十五年（昭和五年四月一日以前に生れた人は、昭和三十六年四月一日以降の期間が十年から二十四年に短縮される）以上あれば、それぞれの年金制度からその加入期間に応じた年金が支給されます。

肝心なことは、加入期間のない空白の期間がないようにすることです。

保険料を前納すると割引きされます

国民年金の保険料は、定額保険料と付加保険料とがありますが、いずれも、四月分から翌年三月分までの一年分をまとめて前納することができます。

保険料を一年分前納すると、年五分五厘の利率による複利現価法で割り引きされますので大変有利です。

また、保険料を月ごとや、年数回に分けて納める手間がはぶけ、ついうっかりの納め忘れも防げますので留守がちの方などには大変便利です。

国民年金への加入手続や詳しくは役場**国民年金係**へ

国民健康保険　被保険者証が変わりました

国民健康保険に加入されているみなさんが使用していた、いままでの被保険者証（オレンジ色）は三月三十一日で失効しています。

四月一日からは、新しい被保険者証（うす緑色）でないとお医者さんにかかれません。

係では、三月二十六日から取り替えの手続きを行っていますが、まだ手続きしてない方は、早目に変更の手続きをしてください。

◎手続場所／役場住民福祉課国保年金係（☎二〇〇四（内）四八）

◎持参するもの／今まで使用していた被保険者証・印かん

国保税はもう納めましたか

国保税は、もう納められましたか。まだ納税されてない方は、今すぐ納めましょう。

税金は、みんなの医療費に使われる大切なお金です。

社会保険など他の保険に加入された方はすぐ届け出を。また、資格をそう失された方で被保険者証を返してない方は、今すぐお返しください。

〔**税務課、住民福祉課国保係**〕

家庭とこどものしあわせのために

児童手当

国、県、町と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に手当を支給することによって、生活の安定と次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的としています。

受けることができる人

次の要件にあてはまるときに支給されます。

①18歳未満の児童を３人以上養育しており、そのうちの１人以上が、中学校を卒業するまでの児童であること。なお、児童については自分の子どもでなくても、その子を養育していれば受給要件は満たされます。

②その人の前年の収入が一定額（例えば、給与所得者については、６人世帯の場合391万９千円）に満たないこと。

母子家庭等の児童のために

児童扶養手当

父親のいない児童（父親が重度障害者の場合を含む）の母や、母にかわってその児童を養育している方に対して手当を支給する制度です。

受けることができる人

次のいずれかに該当する、18歳未満の児童（障害児については20歳未満）を監護している母、または母に代ってその児童を養育している人に支給されます。

①父母が婚姻を解消した児童②父が死亡した児童③父が法に定める障害の状態にある児童④父の生死が明らかでない児童⑤父から１年以上遺棄されている児童⑥父が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童（父から認知され養育されている児童は除く）

ただし、対象児童が福祉施設に入所しているときや、公的年金の給付を受けることができるときは支給されません。

障害児の家庭に

特別児童扶養手当

20歳未満で心身に障害のある児童の扶養のために、その父、母または養育者に対して支給されます。

受けることができる人

20歳未満で精神または身体に法で定める程度の障害を有している児童を監護している人

ただし、福祉施設に入所しているときや、対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき、限度額以上の所得があるときは支給できません。

※３つの手当についての詳しくは
役場住民福祉課福祉係
【☎2004（内49.50）】
へお尋ねください。

わたしたちの"緑"大切な"緑"

国土緑化運動

もし森林がなくなったとしたらいたる所で山崩れや洪水が起き、空気は汚れ、そして酸素がなくなってしまいます。森林が大地に根をおろし、枝いっぱいに葉を広げ、呼吸している、つまり生きているからこそ、わたしたちも生きていられる、ということを忘れてはなりません。

これから夏に向かって緑の一番美しい季節――。国土緑化運動が全国各地で始まります。この機会に〝緑の効用〟〝緑の重要性〟について考えてみましょう。

使用済み切手を送る運動にご協力を

赤池町社協内ボランティアセンター

先日、みなさんから寄せられた古切手が三千枚を超えましたので日本キリスト教海外医療協力会を通じ、東南アジアの医療に恵まれない人びとのもとへ医療資金として送りました。

この切手は、国内の切手愛好家や切手商のみなさんの好意によって現金化され、BCGやツベルクリン、レントゲンフイルムなどの医療品となり送られます。

今後もこの活動を支援してゆくつもりですので、みなさんのご協力をお願いします。

◎使用済み切手をお送り いただくときのお願い

①切手は、はがさずに封筒ごと切手の周囲を一センチ位残して切りとってください。

②お手数ですが送付月日、枚数を記入したメモを入れてください。

③送り先は赤池町福祉センター内ボランティア活動センター切手係まで（☎四六四六）

ありがとうございました

田川交通安全協会赤池支部

【賛助会費】高島久代▽谷富次

赤池町社会福祉協議会

【賛助会費】一口＝千円

▽企業連絡協議会13社＝100口▽中野住宅設備機器＝10口▽赤池保育所職員一同＝15口▽亀谷組＝10口▽竹沢組＝10口▽武末組＝10口▽高林組＝10口▽中川建設＝10口▽不二窯＝10口▽早麻豊＝10口

【香典返し】

金一封　坂田小夜子（猿田）

金一封　木月　明（西組）

金一封　大森　俊子（原田）

金一封　有吉　政廣（稲荷）

【寄贈】

岡田　宗治＝福祉六法６冊

（三月十五日現在、敬称略）

福祉センター　休館日の変更

毎週月曜日が休館日でしたが、四月から毎月第三日曜日が休館日となり、かわって第三月曜日を営業します。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

エンゼルクイズ

【第95回出題】

【問題】　農業委員

□の中に下の語群の中から適当な語句を選んで、文章を完成させてください。

今年は1年に１度の農業委員選挙が行われます。農業委員会は、法によって市町村に設置が義務づけられている2委員会です。行政委員会は、担当する仕事の性格が特別の専門的知識や公正さが必要とされる場合に設置されることになっています。したがって市町村の補助機関ではなく独自の機能と権限をもっています。他の行政委員会の委員は町長の3になっているのに対し、農業委員はその大部分が直接農民の選挙で選ばれた委員によって構成されるところが大きな違いです。

（3・4・5・行政・立法・任命・選挙・推薦）

【応募の要領】

答えを官製ハガキに記入のうえ４月14日までに赤池町役場総務課文書広報エンゼルクイズ係までお送りください。抽せんで正解者３人に図書券をお贈りします。

【第94回の解答】

死亡・婚姻・効力・郵送

【正解者】

応募総数21通のうち正解20通でした。抽せんの結果、次の人に図書券を送ります。

▷崎田智恵子（草場）　▷久保　秀和（車道）

▷柏木　一宏（昭和町）　（敬称略）

町の人口

２月末日住民登録
（前月比）

人口	9,816	（＋32）
男	4,671	（＋20）
女	5,145	（＋12）
世帯	3,236	（＋８）

福祉センター４月の行事

【休館日】
２日、９日、15日
23日、30日

【福祉バス運行日】
休館日、祝祭日を除く毎日

【心配ごと相談日】
７日、17日、27日
午前10時から
午後３時まで

【仏教法話会】
４月13日㈮
午前11時から

【演　芸】
入館者へ自由に舞台を提供します。
ご利用ください。

町営住宅補欠入居者の募集

すでに回覧でお知らせしましたように、町営住宅補欠入居者を次のとおり募集します。

入居希望者は、役場住宅課へ申し込みください。なお、申し込み書は住宅課に準備しています。

▽住宅の種類　1種および2種
▽申し込み期間　4月14日まで
※入居抽選日、場所は後日連絡します。

食生活改善教室の開設

昭和五十九年度食生活改善推進教室が次のとおり開設されます。受講希望者は四月十五日までに、役場住民福祉課社会衛生係へ申し込みください。

▽期間　59年5月から60年3月
▽回数　12回（一単位3時間）
▽場所　田川保健所
▽内容　食進教室テキストによる

❀入学式❀

○上野・市場小学校
4月7日(土)
10時から

○赤池中学校
4月9日(月)
10時から

スリッパなど上ばきをご持参ください。

上野焼陶器まつり交通規制

4月15日（日）午前9時～午後5時

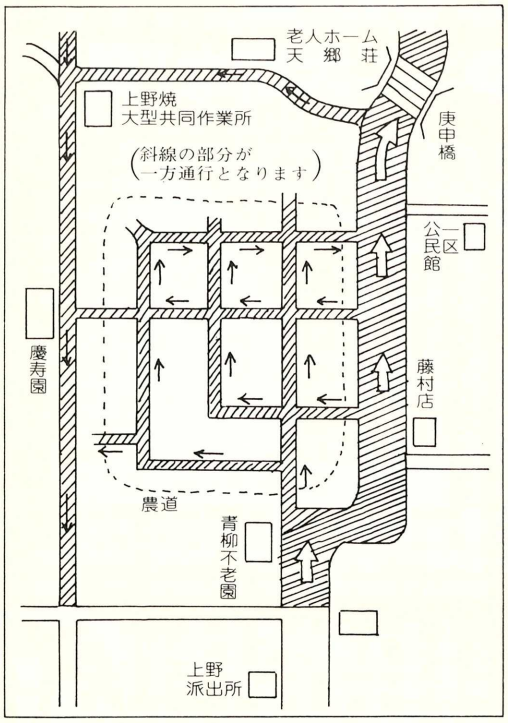

犬の登録と予防注射日程表

実施日	場所	時間
4月9日（月）	老人ホーム「天郷荘」	9：30～10：45
	大浦共同作業所前	11：00～12：00
	四区公民館	13：00～14：00
	三区公民館	14：15～15：30
4月10日（火）	草場集会所	9：30～10：30
	八区（立花利光氏宅前）	10：45～12：00
	高尾（船津商店前）	13：00～14：00
	ショッピングセンター「アカイケ」前	14：15～15：30
4月11日（水）	赤池駅前公園	10：00～12：00
	赤池町役場	13：00～15：00

※生後3ヵ月以上の犬は毎年1回の登録と年2回の予防注射をしなければなりません。
※犬の放し飼いはやめましょう。処罰されることがあります。また、放し飼いにされている犬は捕獲されることになります。
※登録手数料 2,100円、注射手数料 1,260円
※愛犬手帳をお忘れなく……。

ワクチンの接種時期と方法

病名	接種時期	接種方法	注意
百日ぜきジフテリア破傷風	Ⅰ期：生後3～48ヵ月 集団接種では24～48ヵ月 Ⅱ期：上記完了後、12～18ヵ月 Ⅲ期：12歳（小学校6年）	Ⅰ期：DPTを3～8週間隔で 0.5mℓずつ3回注射 Ⅱ期：DPT 0.5mℓを1回 Ⅲ期：水性DT 0.1mℓを1回	
	DPT：沈降精製百日ぜきジフテリア破傷風混合ワクチン（改良三混） D T：ジフテリア破傷風混合トキソイド		
ポリオ	生後3～48ヵ月 3～18ヵ月が望ましい	生ポリオワクチンを、0.05mℓずつ2回、ビペットで口中に注入する	1回目と2回目の間隔は6週間以上あける
BCG	① 4歳まで ② 小学校1年 ③ 中学校1年	ツベルクリン陰性者に管針法で行う	はじめての接種は1歳未満に行うのがよい
はしか	生後12～72ヵ月、18～36ヵ月の間が良い	麻疹ワクチンを1回 0.5mℓ注射	幼稚園などの集団生活に入るまでに完了
風疹	13～15歳（中学女子）	風疹生ワクチンを1回 0.5mℓ注射	中学生女子以外にも接種できる
インフルエンザ	保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒	毎年1～4週間隔で2回注射、1歳未満 0.1mℓ、1～5歳 0.2mℓ、6～12歳 0.3mℓ、13歳以上 0.5mℓずつ	必要時には高校生にも行われる
日本脳炎	3～15歳	初回1～2週間隔で2回、翌年1回 1.0mℓ、以後、3～4年ごとに1.0mℓ追加接種（3歳未満は 0.5mℓ）	流行地では生後6ヵ月からはじめることがある